

WG報告書

～電気通信番号の犯罪利用への対策～

概要

令和6年9月12日

1. 諮問概要

- 令和元年5月に施行された電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号））により、電気通信番号制度の改正が行われ、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）によって、電気通信番号の種別ごとに当該種別の電気通信番号の使用に関する条件が規定された。
- 一方、令和7年1月には、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行の完了が予定されており、従来の網間信号接続の在り方等に変更が生じ得る。
- また、IP網への移行後は、固定電話番号においても、音声伝送携帯電話番号と同様に、双方向の番号ポータビリティを可能とすることが予定されているが、その例外の設定の必要性等については、明らかにされていない。
- さらに、従来から、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近は、このような例に対する逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっている。
- ついては、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件等や電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策について、これまでの議論を踏まえつつ、検討を行う必要がある。
- 以上により、**IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方**について、情報通信審議会に諮問するもの。

2. 本報告書の範囲

- 本報告書では、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方のうち、**電気通信番号の犯罪利用に対する対策**について検討を行ったもの。

<諮問名>

IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

<主な検討課題>

※ 赤枠部分が本報告書の範囲

1. 事業者間における網間信号接続の在り方の検討

- ・IP網への移行後の網間信号接続の在り方の整理
- ・上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

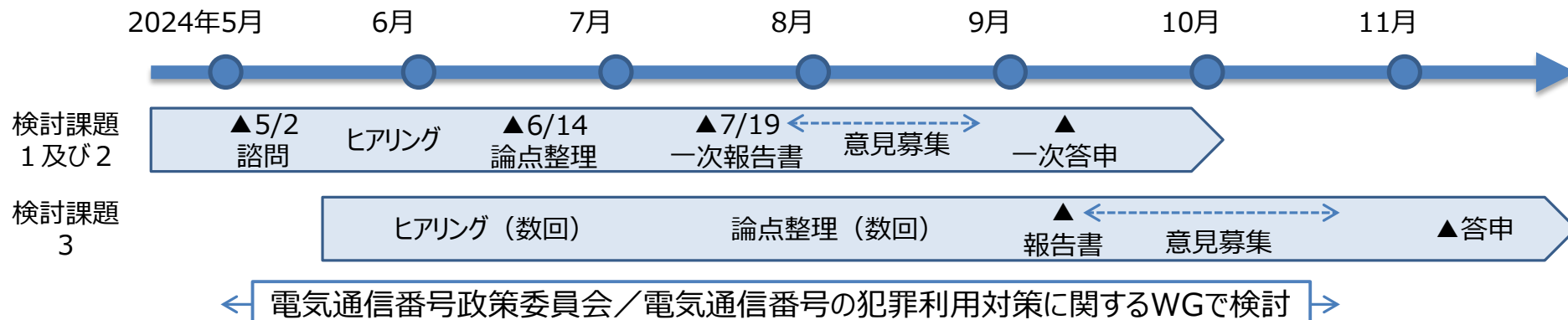
2. 固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討

- ・固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討
- ・上記を踏まえた制度の見直し・明確化の検討

3. 電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討

- ・電気通信番号の犯罪利用の実態や現行の取組の整理
- ・上記を踏まえた対策の方向性や制度改正の検討

<スケジュール>



検討の背景

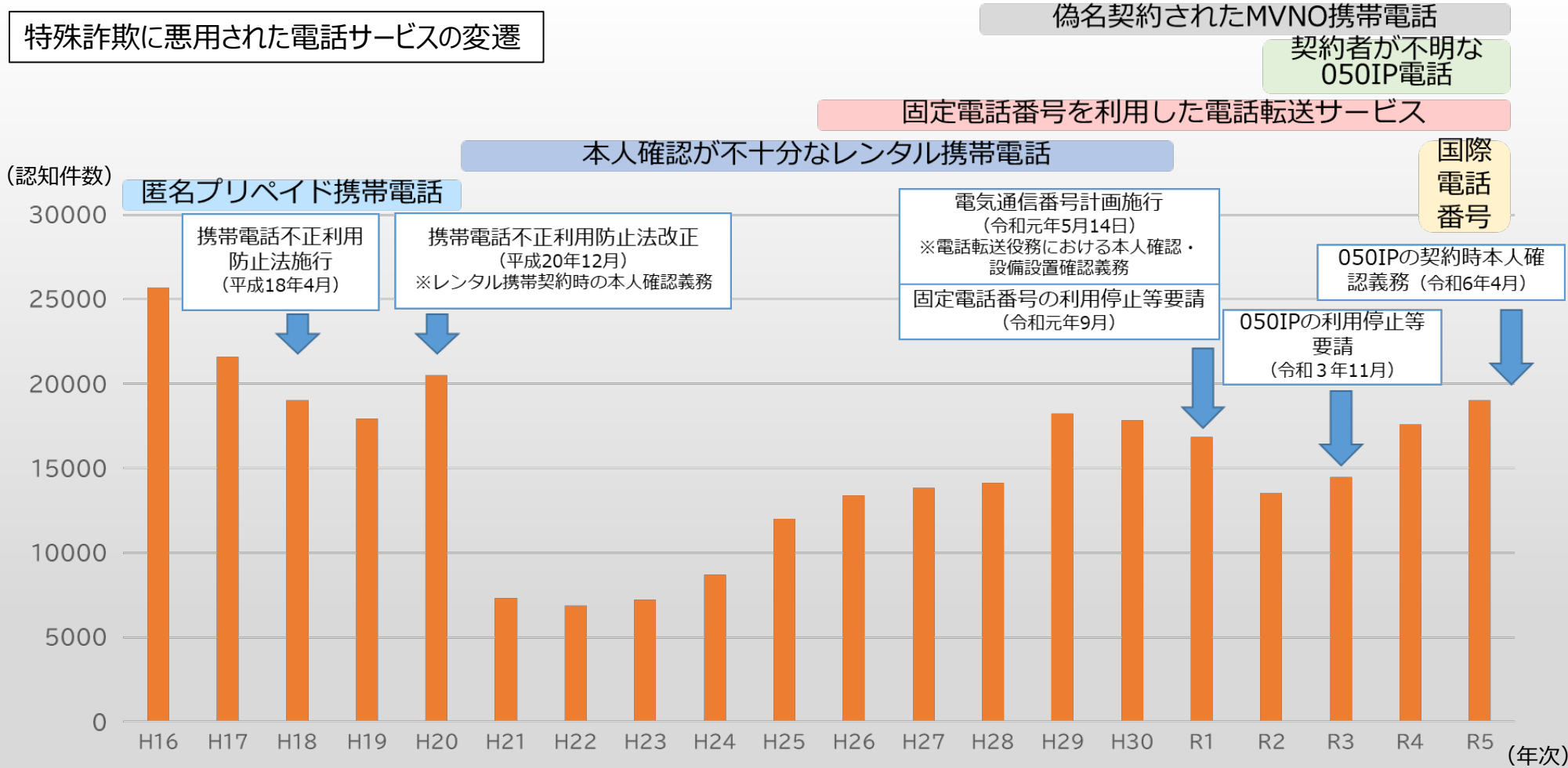
(報告書p.2~5)

電気通信番号の犯罪利用の現状

- 特殊詐欺※等、電気通信番号を悪用した犯罪は従来から存在しており、**深刻な状況**が続いている。
- 特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、**対策を講じては、新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返し**である。

※ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。（警察庁「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」から抜粋）

特殊詐欺に悪用された電話サービスの変遷



電気通信番号の犯罪利用の現状

- 最近では、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとする詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴され、判決に至った例が顕在化。

詐欺に電話回線提供疑い
被害15億円、3人逮捕

広島県警は22日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助の疑いで通信事業会社「ボイスオーバー」の元取締役椽本佳祐(とちもと・けいすけ)容疑者(39)＝東京都新宿区高田馬場4丁目＝ら3人を逮捕した。いずれも「身に覚えがありません」などと否認している。

県警によると、2013～21年の県内の特殊詐欺被害額は約76億円で、うち15億円の被害に3人の会社が保有する回線が使われていたという。

他に逮捕されたのは、同社事務員萩原由佳(はぎわら・ゆか)容疑者(35)＝東京都世田谷区玉川4丁目＝と、通信事業会社「コムニア」の元社長山本大樹(やまもと・たいき)容疑者(41)＝東京都新宿区喜久井町。

3人の逮捕容疑は、21年4月に特殊詐欺グループが徳島県小松島市の女性(79)から現金200万円をだまし取った事件で、犯行に使われると知りながら電話回線を提供した疑い。

共同通信社 2022/02/22 21:12 社会

通信会社元取締役を起訴
回線提供で詐欺ほう助罪

広島地検は5日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助罪で通信事業会社元取締役椽本佳祐(とちもと・けいすけ)容疑者(39)＝東京都新宿区＝を起訴したと明らかにした。共に逮捕されていた同社元事務員(35)と別の通信事業会社元社長(41)は不起訴処分とした。4日付。

起訴状によると、椽本被告は昨年3月16日ごろから4月14日ごろまで、詐欺に使われると知りながら、氏名不詳者らに対し電話回線利用サービスを提供し、犯行をほう助したとしている。

3人は今年2月、広島県警に逮捕されていた。

共同通信社 2022/04/05 17:56 社会

2022年09月21日 中日新聞 朝刊 33頁

二七電話詐欺 ほう助 番号供給の容疑者逮捕

10倍通話料受け取りか

電話詐欺被害者「アシストライズ」(東京都千代田区)の元取締役が、詐欺グループに電話回線を提供したとして、詐欺ほう助の疑いで逮捕された。被害額は約2500万円で、通話料は10倍受け取っていたとされている。

「再販」対策の抜け道突く

「いたちごっこ続く」警察警戒

判決によると、山崎被告は同社実質経営者の大塚康至(被告)と共謀の上、詐欺に使われると知りながら2021年11月から12月にかけて、詐欺グループへ大量の電話回線を提供。被害額は起訴された分だけで1億円以上になった。

詐欺集団に番号提供 技師に猶予付き判決

判決で、浜口裁判官は被告が技師として行った電話交換機の設置などは、高度な知識が必要で犯行は不可欠な行為だったと役割の重大性を指摘した。一方、共犯者が積極的に詐欺グループに電話番号を提供したと知っていたとまでは認められず、「犯罪の全容を把握するに資困難だった」と執行を猶予した。

猶予5年(求刑懲役3年6月)の判決を言い渡した。

判決によると、山崎被告は同社実質経営者の大塚康至(被告)と共謀の上、詐欺に使われると知りながら2021年11月から12月にかけて、詐欺グループへ大量の電話回線を提供。被害額は起訴された分だけで1億円以上になった。

2023年09月05日 中日新聞 朝刊 12頁

あるべき姿

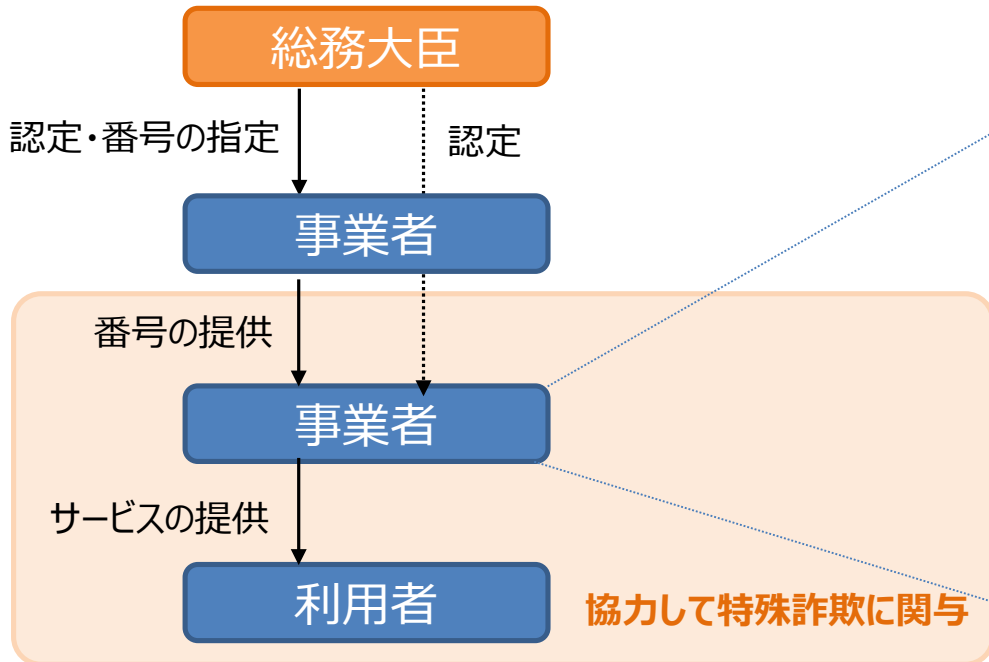
- 国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること
 - 電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること
-
- これを実現するためには、総務省（電気通信事業を所管）、警察庁（犯罪対策等）、電気通信事業者など様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じ、連携していく必要がある。
 - 電気通信事業法は、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理を目的に電気通信番号制度を規定している。犯罪に利用された電気通信番号は、関係事業者の逮捕や事業廃止によって一定期間使用されなくなるケースも多く、これは電気通信番号の有限資源性の観点から問題であるといえ、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信事業法の範疇において、一定の対策を講じることが可能と考えられる。



- まず、電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、その対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策については検討を継続していくことが適当
- 並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当

電気通信番号制度の見直しの意義

- これまで、様々なサービスを活用した犯罪への対策としては、当該サービスを提供する事業者と利用者の間に着目し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」という）及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）」（以下「携帯電話不正利用防止法」という）によって、契約者に対する本人確認が義務づけられている。
- 一方、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、使用できるようになった電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺の幫助として実刑を受けているケースが顕在化している。また、そのように犯罪に利用された電気通信番号は、関係事業者の逮捕や事実上の事業廃止によって使用されていないケースも多い。
- このため、事業者・利用者間のレイヤーより上のレイヤー、つまり、事業者が番号の使用が可能となる段階において、電気通信番号の適正な管理の観点から、電気通信番号制度の見直しを行う必要がある。
- また、このような見直しを行うことは、特殊詐欺の犯罪対策としても適当である。



(参考) 特殊詐欺の関連法令の全体像

欺罔手段に用いられたツール

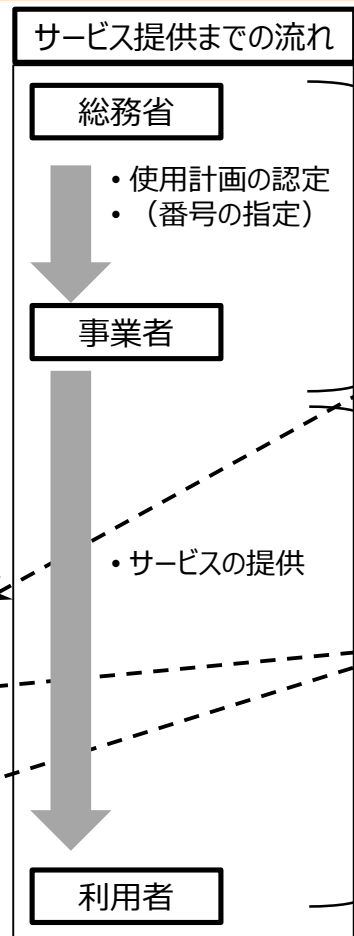
- 電話 77.5%
- ポップアップ表示 12.2%
- メール・メッセージ 9.1%
- はがき・封書等 1.1%

※ オレオレ型特殊詐欺及び還付金詐欺では99.9%が電話

出典
令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）（警察庁）
https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.pdf

欺罔手段として使用された主な電話サービス

- 電話転送
(主に固定電話、050)
- 携帯電話
- 050アプリ電話



電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

- 所管：総務省
- 目的：電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保
- 監督：総務大臣による適合命令、報告徴収、立入検査、認定の取消し

関係法令（防止目的）

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

- 所管：警察庁 ※電話転送サービス等については総務省
- 目的：犯罪による収益の移転防止を図り、国民生活の安全・平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展へ寄与
- 規律：取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出
- 監督：行政庁等による是正命令、指導、報告徴収、立入検査

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）

- 所管：総務省・警察庁
- 目的：携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止
- 規律：本人確認、本人確認記録の作成・保存、契約者確認
- 監督：総務大臣による是正命令、報告徴収、立入検査

特殊詐欺

- オレオレ詐欺
- 還付金詐欺
- 預貯金詐欺
- 架空料金請求詐欺
- キャッシュカード詐欺盗
- その他

関係法令（行為に対する罰則）

刑法（明治40年法律第45号）

- 所管：法務省
- 窃盗（刑法 第235条）
- 詐欺（刑法 第246条）
- 電気計算機使用詐欺（刑法 第246条の2）



対策の検討

- 現行の電気通信番号制度（報告書p.6～9）
- 関係者ヒアリング（報告書p.9～12）

現行の電気通信番号制度

現行制度の概要

- 電気通信番号を利用する電気通信役務の提供を行う全ての電気通信事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要。
- 電気通信番号使用計画の認定の審査においては、欠格事由の該当性及び認定基準への適合性を確認。
- 欠格事由（電気通信事業法 第50条の3）は次のとおり規定。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

- 認定基準（電気通信事業法 第50条の4 及び電気通信番号規則 第6条）等は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。

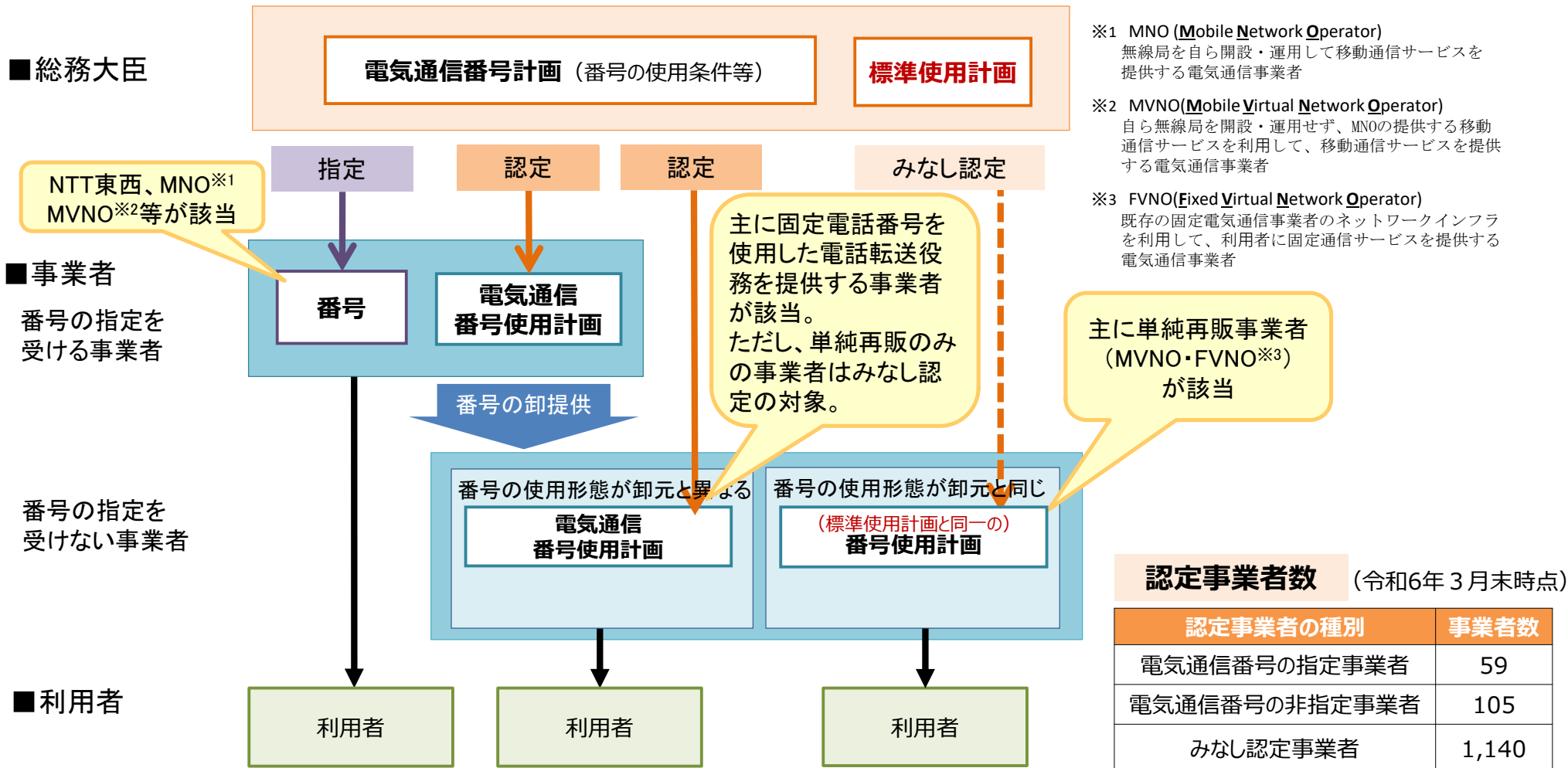


- 認定事業者の中には特殊詐欺に関与して逮捕・起訴され、判決に至った事業者も存在。
- 一方で、そのような事業者であっても現行制度上は欠格事由に該当しないことから、認定の取消しを含め、電気通信事業法上の対応は行われていない。

(参考) 電気通信番号制度の概要

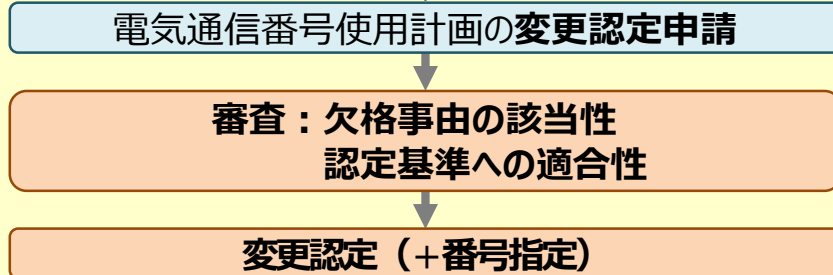
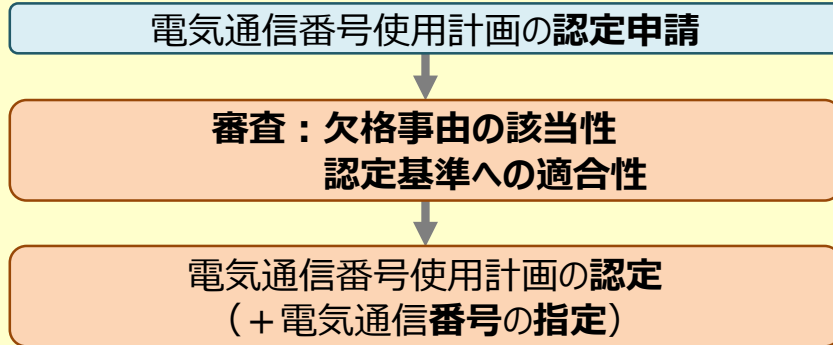
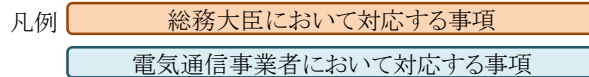
- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者※は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
- 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。

※ 電気通信事業法第9条による登録を受ける電気通信事業者及び第16条による届出を行った事業者



※電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

認定の流れ等



※電気通信番号の指定の追加・削減についても、電気通信番号使用計画の変更として認定申請が必要

※軽微な変更については、その旨を遅滞なく総務大臣に届け出る必要。

違反時における法律上の担保

認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の2第1項違反)

200万円以下の罰金
(第186条第1項第8号)

変更の認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の6第1項違反)

200万円以下の罰金
(第186条第1項第9号)

認定を受けた電気通信番号使用計画と異なる役務を提供

適合命令
(第51条)

従わない場合

認定の取消し
(第50条の9第4号)

○認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により…認定を受けたとき
- 三 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令(第51条)に違反したとき

- 電気通信事業法第50条の4は、総務大臣は、認定の申請があった場合、その申請に係る**電気通信番号使用計画が当該条項に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定をしなければならないと定めている。**
- **電気通信番号使用計画の認定の基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。**

電気通信事業法に規定する認定基準（第50条の4）

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- **その他総務省令で定める条件に適合していること**

電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）総則

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること
- 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために**必要なものに限ること**
- 利用者が**公平に**電気通信番号を使用できるようにすること
- 電気通信番号の**効率的な使用**を図ること
- 利用者設備識別番号については、使用に関する条件によること

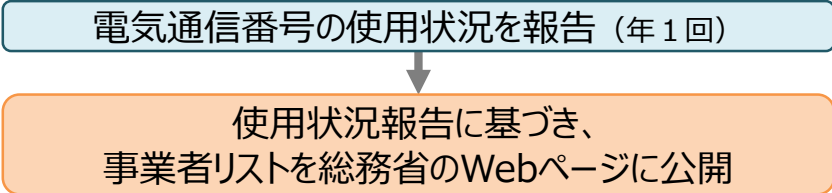
電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する認定基準（第6条）

- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に**必要かつ合理的**であること
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、**相当程度の需要**が見込まれ、役務提供計画に**確実性**があること
- 付番に関する事項が、利用者に対する**公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保していること**
- 電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であること

(参考) 認定後の対応

認定後の対応

凡例 電気通信事業者 総務省



違反時における法律上の担保

報告を行わなかったとき、
若しくは虚偽の報告を行ったとき
(第166条第1項違反)

30万円以下の罰金
(第188条第17号)

(使用状況報告の内容)

報告対象番号 (IMSIは対象外)	自ら指定を受けた利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	-	○	-
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 (作成日・最終更新日等)	-	-	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	-
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	-	-
永続的に使用予定のない番号数	○	-	-
番号休止数	○	-	-
番号ポータビリティ実施状況	○	-	-

○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る

(参考) 電気通信番号の使用状況報告内容①

自ら指定を受けた利用者設備識別番号に係る報告

様式第28 (第8条関係) 第1表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J) / 番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

番号 区画	番号使用数 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号 休止 数	番号 ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	合計
	(1)う ちアナ ログ電 話	(2)う ち総合 デジタル 通信サ ービス	(3)う ち I P 電話	(4)う ちワイ ヤレス 固定電 話	(5)う ちダイ ヤルイ ン番号 使用数	(6)う ち利用 者から 見えな い形で 使用さ れるも のの数	うち 卸提 供数	うち 永続 的に 使用 予定 のな いも の の数			
合計											

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無
あり (番号区画:)
なし

様式第28 (第8条関係) 第2表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J 以外) / 番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信 番号の種 別	番号使用数		番号未使用数		番号休止 数	番号ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数			
合計							

様式第28 (第8条関係) 第3表

電気通信番号の使用に関する報告
(番号ポータビリティ実施状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号 の種類	番号ポータ ビリテ ィに係 るポ ート イン 数	番号ポータビリティに係るポータアウト数			
		うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポータアウト数を除いた数	うち対面で 手続した数	うち電話で 手続した数	うちインタ ーネット で手続した 数

様式第28の2 (第8条関係) ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務 (利用者設備識別番号) の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

(参考) 電気通信番号の使用状況報告内容②

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定以外）

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定）

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

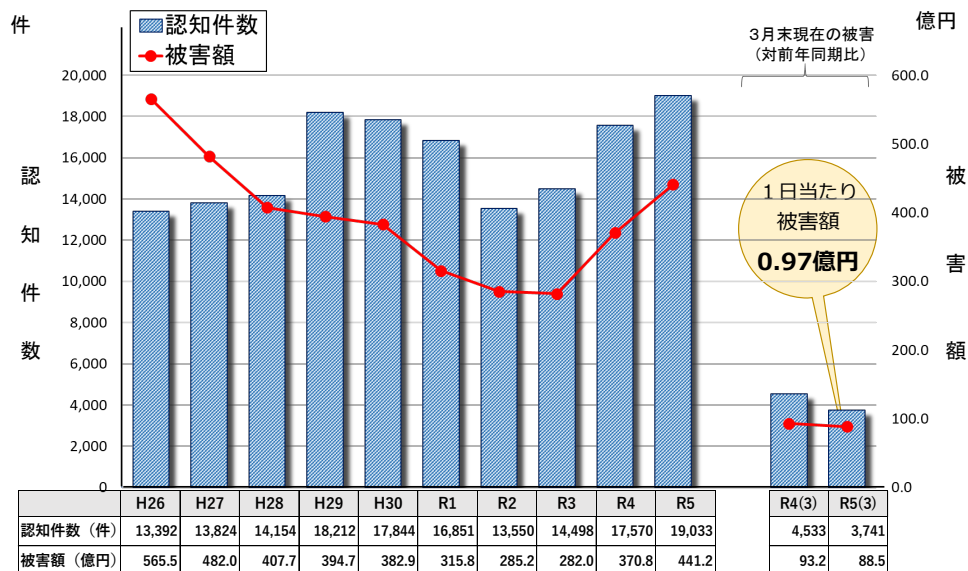
対策の検討

- 現行の電気通信番号制度（報告書p.6～9）
- 関係者ヒアリング（報告書p.9～12）

関係者ヒアリング

電気通信番号を利用した犯罪の現状（警察庁）

- 令和6年3月末現在の特殊詐欺の被害は、昨年同期に比較して件数約17%、被害額5%減少したが、1日当たり被害額は約1億円と高水準が続いているなど依然として深刻な状態。
- 典型例は、総務大臣から認定を受け、他の事業者から番号の提供を受けて番号が使用可能になった事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使って電話口で詐欺を実行するケース。
- 特殊詐欺に関与した悪質事業者の代表者が詐欺幫助等の犯罪で逮捕されるケースは複数あるが、会社自体が解散された例は少なく、登記上は存在することが多い。そのような事業者が経営者や社名を変えるなどして活動を再開することが懸念される。
- 利用番号や販売拒否の停止は対症療法であり事業者だけの取組には限界があることから制度上の対応が重要。
- 認定取得済み事業者が悪質事業者であった場合には、認定取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。
- 他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に大量の番号が販売されないような仕組みが望まれる。
- 悪質事業者の参入抑止には、番号提供の際に、本人確認・当人確認を行う仕組み、あるいは、番号販売時における使用計画の認定を受けていることの確認をより厳格に行える仕組みを導入することなどが有効と考える。



<出典>
 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）
 資料1-3「電気通信番号の犯罪利用～「特殊詐欺事件」に悪用される電話～」より抜粋

関係者ヒアリング

電気通信番号の犯罪利用対策～消費者団体としての意見～（主婦連合会）

- 電話サービスの詐欺利用に対しては、これまでの対策が行われてきたが、現状問題解決には至っていないことから、制度整備が必要。
- 総務省は電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公開しているが、その中には特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者が存在しているのは問題。
- 番号を悪用する認定事業者は、認定を迅速に取り消し、また再認定が容易に行われぬような制度を整備することが必要。
- 総務省が認定を行う際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。
- 事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないか。

事業者における電気通信番号の犯罪利用対策（事業者）

- 電気通信番号の指定を受ける事業者から電気通信番号の犯罪利用対策として実施している主な取組についてヒアリング。
 <ヒアリング実施事業者> ※ 五十音、A～Z順
 アルテリア・ネットワークス株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、KDDI株式会社
- 事業者から以下の取組が紹介されたが、具体的な内容及びその粒度にはばらつきがあった。
 - ① 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - ② 提供番号数の制限
 - ③ 本人確認
 - ④ 当人確認
 - ⑤ 与信審査
 - ⑥ 二次卸の禁止
- また、事業者からは以下の意見があった。
 - ・ 提供先事業者が怪しいかどうかは判断基準がなく、あらかじめ判断することは困難。
 - ・ 過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討が必要。
 - ・ 事業者で実施している取組の一部については、犯罪収益移転防止法等に基づき既に実施しており、義務化に問題はない。

関係者ヒアリング

事業者における電気通信番号の犯罪利用対策（事業者団体）

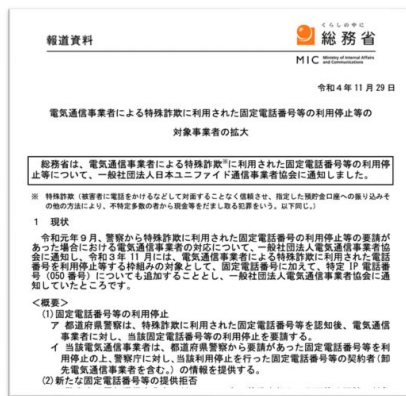
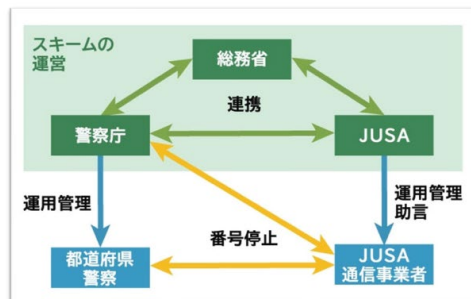
■ 一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）

- 総務省、警察庁、TCAと連携し、番号利用停止等スキームを運用。特殊詐欺に利用された番号の即時停止を実施。
- 電話番号を利用する不適正な事業者・サービスに関する申告窓口を設置。総務省・警察庁と連携して申告・不適正な事案に対処。
- 最新の法令を周知して市場の健全化を目指すため、電気通信事業者を対象としてセミナーを複数回開催。
- 総務省との連携の下、TCA、JAIPA等と連携して、事業者による自主的な評価制度を構築中。本評価制度では優良な事業者を評価するもので、これにより、適正な事業者同士の卸提供契約の実現と、利用者が契約先事業者を選定する際の指標としての活用を期待。

総務省・警察庁・JUSAで番号停止スキームを運用開始



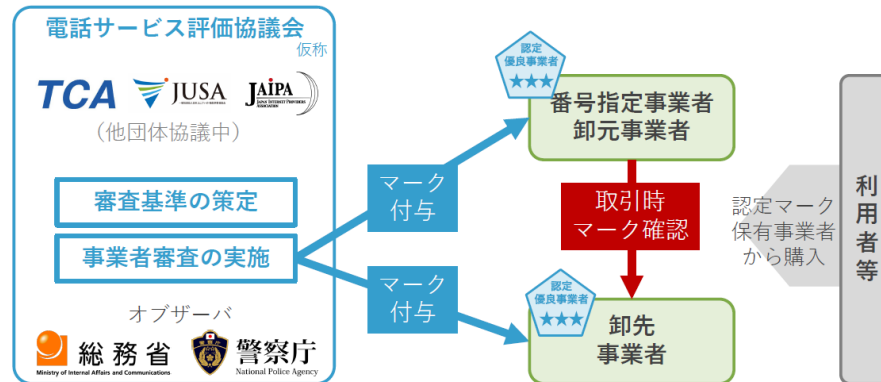
総務省・警察庁・TCA殿と連携し、特殊詐欺に利用された番号を即時停止
機微な情報を取り扱うことから加盟時の事業者確認を実施。情報管理も徹底。



電話系事業者の評価機関設立にむけた動き



- 総務省「電話転送事業者の品質に係る客観的判断（中略）調査検討会」報告を基にした事業者の認定制度を構築中。
- 番号指定（卸元）事業者が、相手方の「認定マーク」取得を確認して卸取引することで不適正利用を防止。利用者には事業者選定指標として活用を推奨。
- JUSA・TCA・JAIPAが評価組織の設立に合意しており、他団体とも協議中。



関係者ヒアリング

事業者における電気通信番号の犯罪利用対策（事業者団体）

■ 一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）

- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年9月に部会を設置。
- 総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施。
- 関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与。

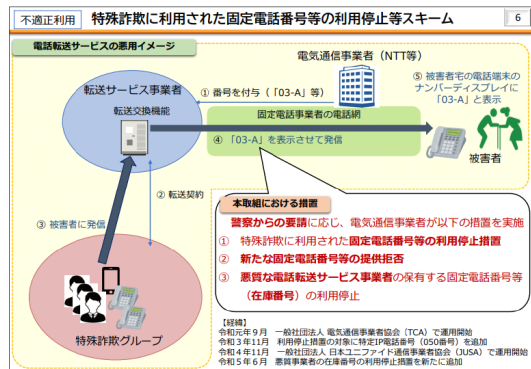
（参考）令和5年末までの利用停止等の件数

- 固定電話番号 : 12,665件
- 050IP電話番号 : 9,482件

番号利用停止等スキームについて①

TCA

総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施



出典：2024年2月26日 総務省 不適正利用対策に関するワーキンググループ（第1回）合会資料

番号利用停止等スキームについて②

TCA

【取組の概要】

- (1) 固定電話番号等の利用停止等
 - ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止等を要請する。
 - イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等の利用停止等を行った上、警察庁に対し、当該利用停止等を行った固定電話番号等の契約者（卸先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。
- (2) 新たな固定電話番号等の提供拒否
 - ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の基準を超えて利用停止等の要請の対象となった契約者の情報を示すとともに、同契約者に対する新たな固定電話番号等の提供拒否を要請する。
 - イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者から固定電話番号等の追加購入の申し出があった場合には、一定期間、その者に対する新たな固定電話番号等の提供を拒否する。
- (3) 悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等（在庫番号）の利用停止
 - ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の要件を満たす場合には、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等を一括して利用停止等を行うよう要請する。
 - イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者に対して提供している固定電話番号等について、利用停止等を行う。

対策の方向性

- 対策の方向性（報告書p.13～15）
- 欠格事由の見直し（報告書p.15～17）
- 事業者の取組（報告書p.17～25）
- 認定基準の見直し（報告書p.25）
- 認定の取消事由の見直し（報告書p.26）

対策の方向性

現行制度の確認や関係者ヒアリングに基づく構成員等の主な意見は次のとおり。

- 世間的には、総務大臣が行う認定には犯罪に利用されていない適正な利用も含めて認定しているという期待があることから、電気通信事業法の中で、その担保が必要。
- 犯罪利用に関する認定基準や欠格事由を設けるとするのが一つの方法として考えられるのではないか。
- 現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているが、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められる。
- 特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。
- 番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効。
- 事業者が行っている犯罪利用対策の中で有効なものを全事業者が実施することで、悪用の可能性を減らしていけるのではないか。

■ 電気通信番号制度の具体的な見直しの方向性として、以下を見直しつつ、運用も工夫することが適當。

- 欠格事由
- 事業者の取組
- 認定基準
- 認定の取消事由

対策の方向性

- 対策の方向性（報告書p.13～15）
- 欠格事由の見直し（報告書p.15～17）
- 事業者の取組（報告書p.17～25）
- 認定基準の見直し（報告書p.25）
- 認定の取消事由の見直し（報告書p.26）

対策の方向性：欠格事由の見直し①

- 欠格事由は、行政庁の判断により許認可の対象として適切ではないと考えられる者をあらかじめ許認可の対象から排除するものである。しかし、行政庁の裁量が過大にならないよう、その内容はあらかじめ明確に示すこと、また、一般国民の経済活動の自由等を制限をする側面もあるため、内容には合理性、必要性があることが求められる。
- 電気通信番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除し、電気通信番号の適正な管理を担保するという目的に鑑みれば、今般の見直しにおいて欠格事由に追加する項目は、特殊詐欺として立法事実のある犯罪とすることが適切である。
- 令和3～5年における特殊詐欺の罪状を踏まえれば、欠格事由として規定することが適切な犯罪は、窃盗（刑法第235条）、詐欺（刑法第246条）及び電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2）が適切と考えられる。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

特殊詐欺などの検挙件数

罪名等		令和3年	令和4年	令和5年
特殊詐欺	検挙件数（件）	6,600	6,640	7,212
	検挙人員（人）	2,374	2,458	2,455
詐欺・電子計算機使用詐欺 （オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、 還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、 その他の特殊詐欺）	検挙件数（件）	4,639	4,507	5,296
	検挙人員（人）	1,777	1,915	1,962
窃盗 （キャッシュカード詐欺盗）	検挙件数（件）	1,961	2,133	1,916
	検挙人員（人）	597	543	493

特殊詐欺認知・検挙状況等(令和5年・確定値)について 統計データ（警察庁）

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.xlsxより事務局作成

対策の方向性：欠格事由の見直し①に係る運用について

- 特殊詐欺として立法事実のある犯罪を欠格事由に追加するにあたっては、当該事由が現行の欠格事由と異なり、総務省が所管していない法令に関するものとなることから、その適切な運用が課題となる。
- 所管外の法令を欠格事由として規定している例は他の法律においても存在しており、その運用としては、欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させた上で、当該誓約書に疑義があると認められる場合は、市町村等に犯歴等の照会を行うこととしているのが一般的である。(例:民間事業者による信書の送達に関する法律)
- したがって、番号制度においても、認定の申請時(変更申請時を含む)に欠格事由に該当しない旨の誓約する書面を提出させることによって、欠格事由該当性を判断する運用とすることが考えられる。なお、電気通信事業法第9条による登録の申請も、欠格事由に該当しないことを誓約する書面を添付が義務づけられている。
- また、認定後においても欠格事由の非該当性を担保するため、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、欠格事由該当性の有無についても報告を求めることが考えられる。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)

(事業の許可)
 第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)
 第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 一～三 (略)

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)
 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。
 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 二・三 (略)

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)

(添付書類)
 第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。
 2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
 一～八 (略)
 九 法第八条各号に該当しないことを示す書類

(参考) 電気通信事業法第10条第2項に係る誓約書の様式

様式第2 (第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係)

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所

(ふりがな)
 氏 名

法人番号(13桁)

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス

登録(登録の更新)(認定)(認可)申請者(報告を行う電気通信事業者)(電気通信事業を承継した者)が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで(電気通信事業法第12条の2第2項の規定により準用する同法第12条第1項第1号から第3号まで)(及び)(第118条第1号から第3号まで)に該当しないことを誓約します。

対策の方向性：欠格事由の見直し②

- 現行の認定の欠格事由には、認定の取消しを受けた者に関する規定がない。
- 許認可の欠格事由には、一般的に、当該許認可を取り消された者が規定されていることが多く、これは、許認可を取り消されたような者がただちに当該許認可の申請を行っても、当該許認可を受けるに適切ではないと考えられるためである。
- 後述する事業者への取組の義務づけをする場合、当該取組が講じられておらず、電気通信番号の管理が杜撰で特殊詐欺等の犯罪の温床になっているなど、公共の利益が阻害されていると認められるようなときは、認定の取消しの対象となり得る。そして、このような事由で認定の取消しを受けた者は、当面は、電気通信番号の適切な使用が期待できないと考えられる。
- このため、今般の見直しに合わせて、認定の欠格事由に、認定の取消しを受けた者を追加することが適当と考えられる。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

対策の方向性

- 対策の方向性（報告書p.13～15）
- 欠格事由の見直し（報告書p.15～17）
- **事業者の取組**（報告書p.17～25）
- 認定基準の見直し（報告書p.25）
- 認定の取消事由の見直し（報告書p.26）

対策の方向性：事業者の取組

- 欠格事由の追加によって、制度上、番号の特殊詐欺への使用を排除し、番号の適正な管理が一定程度可能となるが、限界はあると考えられる。このため、実態として、悪質事業者に番号を特殊詐欺に使わせないようにすることが、番号の有効利用を図る上で重要。
- 一般的な特殊詐欺の実態として、特殊詐欺に関与する事業者は、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて番号の提供を受けていることを踏まえると、事業者が他の事業者に番号を提供しようとする際に何らかの取組を講じるよう義務づけることによって、特殊詐欺に関与する悪質事業者に番号を流通させないようにすることが有効。
- 取組の義務づけの対象とする番号種別は、合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号とすることが適当。

番号利用停止等の実施状況

TCA

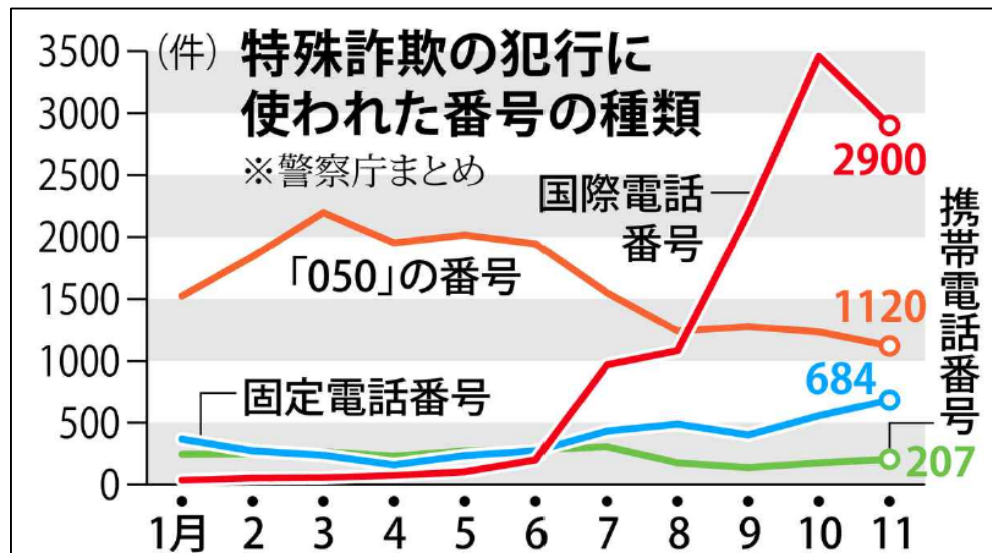
関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与してきた

実施状況は以下のとおり

- 令和5年中の利用停止等の件数(令和5年1月1日から12月31日)
 - ・ 固定電話番号 866件
 - ・ 050IP電話番号 7,302件
 - ・ 新たな固定電話番号等の提供拒否要請 6件
 - ・ 新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等要請が4事業者について行われ、在庫番号3,270番号を利用停止
- 令和5年末までの利用停止等の件数(運用開始から令和5年12月31日)
 - ・ 固定電話番号 12,665件
 - ・ 050IP電話番号 9,482件

※警察庁公表資料に基づき作成

<出典> 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）
資料1-4「特殊詐欺に利用された固定電話番号等に関する取組みについて」より抜粋



<出典> 「国際電話番号からの特殊詐欺、昨年最多に アプリ悪用か 警察が注意呼びかけ -」
(令和6年1月12日 産経新聞)

対策の方向性：事業者の取組

- 具体的に義務づける事業者の取組は、関係者ヒアリングや構成員等の意見を踏まえれば、① 卸先事業者に対する電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限、③ 本人確認、④ 当人確認、⑤ 与信審査、⑥ 二次卸の禁止、が考えられる。
- 一方で、取組の効果とこれを行うことによる社会的影響等を考慮すれば、① 電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限を義務づけの対象とすることが適当。
- 犯罪に関与している事業者は、そもそも電気通信番号使用計画の認定を受けていない場合、認定を受けていても他人の名義を無断で使用している場合、他人の名義を合意の上で使用している場合の3つのケースがあり得るが、上記2つの取組を義務づけることで、犯罪に関与する事業者に電気通信番号が流通することを防止する大きな成果が得られると考えられる。
- 一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまでも移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。
- また、制度面の対応のみならず、例えばJUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要。

各取組の実施概要と義務づけの有無

実施項目	実施概要	義務づけ
電気通信番号使用計画の認定の確認	卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認。	○
番号の提供数制限	事業実績の少ない事業者に対して大量の番号を提供しないよう制限を設ける。	○
本人確認	契約時の本人確認（犯収益法の義務づけと同等の内容）を実施。	—
当人確認	契約時の当人確認（犯収法におけるハイリスク取引の場合の義務づけと同等の内容）を実施。	—
与信審査	財務状況等を外部機関に照会。	—
二次卸の禁止	卸先事業者に対する卸提供役務の実施を禁止。	—

対策の方向性：事業者の取組

各取組の義務づけの有無に関する考え方については、次のとおり。

① 電気通信番号使用計画の認定の確認

- 番号を使用する全ての事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要があり、認定を受けていない事業者に番号の提供を行うことは、番号の適正な管理の観点からも問題である。
- このため、番号を提供しようとする際には、契約の相手方事業者が総務大臣から使用計画の認定を受けていることを確認するよう義務づけることが適当である。
- 具体的な確認の方法については、契約の相手方が受けている認定に応じて、次のとおりとすることが適当と考えられる。
 - 指定事業者・非指定事業者 : 総務大臣が発行する「電気通信番号使用計画認定証」又は「電気通信番号使用計画変更認定証」
 - みなし認定事業者 : 当該事業者が作成した「標準電気通信番号使用計画」及び総務大臣が発行する電気通信事業者の登録又は届出番号の通知書
- 確認方法は、運用の確実性及び安定性の観点から、認定証等の書面による確認とし、事業者の自主的な取組として、総務省が公表している認定事業者リストとの照合やJUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度との参照が考えられる。
- 確認の対象については、事業者から、①音声携帯電話番号は対象外としてほしい、②事業者の負担の観点から、既存の卸先事業者は対象とせず新規だけにしてほしい、という意見があったが、①については、既に特殊詐欺に利用されているエビデンスに基づけば、音声伝送携帯番号を対象とすることは合理的といえる。
- また、②については、事業者に一定の負担は課すことになるものの、本確認の義務づけの目的が電気通信番号の特殊詐欺での利用排除ということを踏まえれば、事業者への負担はこの目的を超えて考慮されるべき理由とはいえないと考えられる。また、既存の卸先事業者の中に特殊詐欺に関与する者がいる可能性を否定できないことも踏まえれば、確認の対象となる事業者は、既存の卸先事業者を含む全ての事業者とすることが適当である。一方、本義務づけによる事業者への負担を考慮し、その施行時期については一定の時間を設けるなど配慮を検討することが適当である。
- なお、現行制度でも、電気通信事業者が電気通信番号（音声伝送携帯電話番号やIMSI等は除く）を使用する卸電気通信役務の提供を行う際は卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することが定められており、今般の見直しに合わせて一元化することが適当である。

対策の方向性：事業者の取組

② 番号の提供数の制限

- 最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、特殊詐欺に使用された番号は一定の期間、再使用されないケースも多く、番号の有限資源性の観点から問題である。
- このため、短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認し、実績の少ない事業者に対して提供する番号数は必要最小限に限ることが有効と考えられる。
- 本件について、事業者からは概ね賛成の意見が得られた一方で、次のような運用に関する意見があった。
 - 善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい。
 - 一律に制限をするのではなく、例外規定を設けてほしい。
 - 例外規定については、事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから、明確な基準を定めてほしい。
- 本取組は、継続的に事業を行わず、番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であることに鑑みれば、そのようなリスクや蓋然性がない場合にまで、一律に制限を行う必要はないものと考えられ、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外として定めることが適当である。
- 例外の基準については、
 - 卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合
 - 卸先事業者が法人である場合

を基本とすることが考えられるが、制限数も含めて具体的な内容は、例えば法人であれば例外としても問題はないのかという点も含めて、電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある。

- その検討においては、例外が多く細かすぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行うべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要がある。
- 制限する番号提供数については、事業者による取組を担保するため、省令で規定することとし、必要に応じて改正していくことが適当である。

対策の方向性：事業者の取組

③ 本人確認

- ・ 契約時の本人確認については、「犯収法」及び「携帯電話不正利用防止法」でも義務づけられていることを踏まえれば、これを義務づけても事業者に新たに大きな負担を課すものではないと考えられる。
- ・ 一方で、番号使用計画の認定手続では、電気通信事業の登録又は届出の有無を確認しており、登録又は届出の手続では登記事項証明書や住民票の写しが提出されている。
- ・ このため、①の電気通信番号使用計画の認定の確認を行えば、本人確認を行ったといえ、新たに本人確認を義務づけることは重畳的な義務づけになりかねず、認定の確認で足りると考えられる。

登録の申請者又は届出者	提出書類
既存の法人であるとき	・ 登記事項証明書又はこれらに相当する書類 ※申請者が法務省の商業・法人登記を行っている場合、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）等に基づき、登記事項証明書の添付を省略することができる。
法人を設立しようとする者であるとき	・ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び 住民票の写し 又はこれに相当する書類
個人であるとき	・ 住民票の写し 又はこれに相当する書類

④ 当人確認

- ・ 最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、この中には他人の名義を使用して法人を設立しているケースも存在することから、当人確認（契約における代表者等が本人確認書類の人物と相違ないか確認を行うこと）が有効とも考えられる。
- ・ 一方で、当人確認の義務づけは犯収法においてもハイリスク取引（なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引）に限定されていること、また、この実施を求めることは事業者への負担が大きいと考えられる。
- ・ このため、番号制度では、電気通信番号使用計画の認定の確認の確実な実施を優先することとし、当人確認の義務づけについては状況を見ることが適当である。

対策の方向性：事業者の取組

⑤ 与信審査

- 短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に対しては、財務状況等を確認することも有効な手段の一つとなり得る。
- 一方で、与信審査は番号の卸元事業者が経営リスクの判断のため行う要素が高く、また、事業者の財務状況をもって番号の提供を行わないとすることは差別的取扱いを行うこととなりかねない。
- このため、番号制度の観点からは、与信審査の義務づけを行わないことが適当である。

⑥ 二次卸の禁止

- 総務大臣による認定制度を悪用し、認定を受けた事業者として他事業者から番号を入手して特殊詐欺の犯人グループに電話サービスを提供するケースが存在していることから、二次卸を禁止し、番号の最終利用者の管理を強化することも有効な手段と考えられる。
- 一方で、現実には、二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、この中で特殊詐欺等の犯罪に関与している事業者は一部に過ぎない。
- このため、二次卸の禁止は事業者に対する過度な規制となりかねず、また、社会的影響が大きいと考えられることから、この義務づけについては見送ることが適当である。

犯罪に関与している事業者

考え方

法律上の担保

事業者の取組

(1) 電気通信番号使用計画の認定なし

例 事業者が認定を受けずに他の事業者から番号の提供を受けて役務提供した場合

認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の2第1項違反)

200万円以下の罰金
(第186条第1項第8号)

(2) 電気通信番号使用計画の認定あり

① 他人の名義を無断で使用

- 他人の名義を無断で使用[※]し、番号使用計画の認定を受けた場合。
[※] SNS等を通じて不正に取得、窃盗等

他人の名義を無断で使用して受けた認定は、不正の手段による認定に該当（不実記載）

認定の取消し
(第50条の9第2号)

② 他人の名義を合意の上で使用

- 他人の名義を合意の上で使用[※]し、番号使用計画の認定を受けた場合
[※] 知人に名義貸しを依頼する等

法人設立時の名義貸しには、法的な制限はなし

なし

電気通信番号使用計画の認定の確認

提供番号数の制限

対策の方向性

- 対策の方向性（報告書p.13～15）
- 欠格事由の見直し（報告書p.15～17）
- 事業者の取組（報告書p.17～25）
- **認定基準の見直し（報告書p.25）**
- 認定の取消事由の見直し（報告書p.26）

対策の方向性：認定基準の見直し

- 現行制度では、認定基準を電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から定めている。
- 前述した事業者の取組の義務づけの新設を踏まえれば、その取組が適切に講じられることを認定基準に追加することが適当。
- また、認定後も認定事業者が当該取組を適切に講じていることを担保する必要がある。この確認を容易に行うため、例えば、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、みなし認定事業者も含む全ての事業者から電気通信番号を使用する役務の卸元事業者の報告を求めることが考えられる。具体的な方法については、総務省において検討を進めることが適当である。

(参考) 年1回の使用状況報告の内容(現行)

報告対象番号 (IMSIは対象外)	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
		当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者		
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	—	○	—
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 (作成日・最終更新日等)	—	—	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	—
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	—	—
永続的に使用予定のない番号数	○	—	—
番号休止数	○	—	—
番号ポータビリティ実施状況	○	—	—
卸電気通信役務の提供状況	○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る		

対策の方向性

- 対策の方向性（報告書p.13～15）
- 欠格事由の見直し（報告書p.15～17）
- 事業者の取組（報告書p.17～25）
- 認定基準の見直し（報告書p.25）
- 認定の取消事由の見直し（報告書p.26）

対策の方向性：認定の取消事由の見直し

- 現行制度では、認定の取消事由として特殊詐欺の犯罪への関与に関する規定はないが、欠格事由への該当が取消事由の一つとして規定されている。
- 前述のとおり、電気通信番号を特殊詐欺に悪用した場合が欠格事由に追加されることによって、これも認定の取消事由に該当し、実質的に認定の取消事由が追加されることになるから、当面はこれで足りると考えられる。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

今後の対応

(報告書p.27)

今後の対応

- 現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当。

<欠格事由関係>

- 特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加する。
- 欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。

<事業者の取組関係>

- 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号）を使用した卸電気通信役務を提供する際、既存の卸先事業者を含め全ての事業者に次の取組を行うことを義務づける。
 - ・ 電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - ・ 電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）

<認定基準関係>

- 認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。
- 当該取組が適切に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直し。

- 見直しの具体化にあたっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要。
- そのうえで、本見直しの施行後は、その実効性を評価するとともに、電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視し、必要に応じて更なる対策を検討していくことが適当。その中には、例えば、今般の見直しを徹底するという趣旨で、欠格事由の誓約書に虚偽記載をした場合の制裁を科すことや、今回は見送ることとした内容を含め事業者の取組を追加することが考えられる。
- また、電気通信番号の適正な管理は、制度面及び実態面の両面から相互に補完していくことが重要であり、総務省は、JUSA等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と、引き続き、連携を強化していく必要がある。

参考

■ 目的

特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪の最近の動向等を踏まえ、電気通信番号の犯罪利用対策に関し、専門的な観点から検討することを目的とする。

■ 検討項目

- (1) 電気通信番号の犯罪利用の現状
- (2) 電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策
- (3) その他必要と考えられる事項

■ 構成員等

<構成員> ※五十音順、敬称略

相田 仁 東京大学 特命教授 ※電気通信番号政策委員会主査

石井 夏生利 中央大学 国際情報学部 教授

主査代理 大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

河村 真紀子 主婦連合会 会長 ※電気通信番号政策委員会専門委員

野口 貴公美 一橋大学 副学長、一橋大学大学院 法学研究科 教授

藤井 威生 電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授 ※電気通信番号政策委員会専門委員

星 周一郎 東京都立大学 法学部 教授

主査 森 亮二 英知法律事務所 弁護士 ※電気通信番号政策委員会専門委員

<オブザーバー>

- ・ 警察庁刑事局捜査支援分析管理官

(参考) 構成員意見の概要

現行制度の課題

- 番号使用計画の認定基準については犯罪利用に関するものが入っていない。また、認定後に行う使用状況の報告においても、番号の犯罪利用に関する内容の報告を求めておらず、犯罪利用に関わったことによる法律上の担保がないと感じる。
- 逮捕・起訴され判決に至った認定事業者が、現在も認定を受けているのは問題なのではないか。
- 特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。
- 現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているが、この点を見直して、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められるのではないか。
- 電話番号が特殊詐欺などに悪用されているという実態を考えると、何らかの制度的な対応が必要。
- 犯罪に結びつくおそれのある番号の制度であっては、我々が安心して電話番号を使うことができない。

対策方法（総論）

- 刑事的な世界での対処も考慮しつつ、軸となる電気通信事業法の中で、行政法的な手だてを考えていく議論が必要。
- 犯罪利用対策としては、電気通信事業法を見直して、必要な制度をインストールしていくという方向が適当。
- 電気通信事業法の第1条（目的）では「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し」との記載があるが、この「利益」の中には、安心して安全に電話番号制度を利用するということも含まれるものとする。
- 世間的には、総務大臣が行う認定には犯罪に利用されていない適正な利用も含めて認定しているという期待があるのではないか。このため、電気通信事業法の中で、その担保が必要となるのではないか。
- 番号の使用状況報告を行っていない事業者の全てが悪質な事業者とはいえないことも考慮に入れる必要があるのではないか。
- 番号制度の見直しを行った上で、JUSAが構築しようとしている事業者評価制度等と協力していくやり方もあるのではないか。

対策方法 (各論)

<欠格事由・認定基準に関する意見>

- 犯罪利用に関する認定基準や欠格事由を設けるというのが一つの方法として考えられるのではないか。
- 欠格事由に該当していることを認定申請時や認定後に申告してくるとは考えにくい。このため、疑義がある場合にはしっかり調査する仕組みが重要。また、欠格事由への該当についての虚偽申請や申告していなかった場合に何らかの強力なペナルティーや制裁が必要なのではないか。

<番号の提供を行うに際し事業者を求める対応に関する意見>

- 特殊詐欺に関与した事業者が起訴され、判決が出るまでには相当な時間が必要となる。このため、不適正利用の防止の観点からどのような対策を講じることが有効か考える必要があるのではないか。
- 認定の取消しだけで抑止力、制裁となり得るのか検討が必要ではないか。例えば、短命覚悟で犯罪利用する事業者に対しては、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効なのではないか。
- 番号の犯罪利用対策については、例えば、卸先事業者の確認、提供数の制限、使用計画の認定の確認、本人確認、二次卸の制限等が考えられるのではないか。
- 事業者及びその卸元事業者に対し、提供した番号を犯罪に利用させたことの責任を負わせるということもありうるのではないか。
- 電気通信番号の卸提供を行う事業者に対し、卸提供契約時に相手方の本人確認を行わせることに加え、当該番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるよう制度上の措置が必要ではないか。
- 例えば二次卸などを原則禁止として、二次卸に至る場合には、厳しい確認の要件を課すというようなやり方もあるのではないか。
- 卸先事業者が電話をユーザーに提供する際の本人確認等をもっと明確にしていくこと対策として有効ではないか。
- 各社が行っている犯罪利用対策の中で有効なものを全事業者が実施することで、悪用の可能性を減らしていけるのではないか。
- 制度整備にあたっては、事業者が対応可能で一定の効果が上げられる制度とする必要がある。

対策方法 (各論)

<番号の卸契約時における提供先事業者の適正性の判断に関する意見>

- 提供先事業者が怪しいかどうかあらかじめ判断することは困難（判断基準がない）。

<犯罪利用対策の義務づけに関する意見>

- 具体的にどのような対策が義務づけられるかが明確でないと事業者としてコメントできない。
- 過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討して欲しい。
- 日本市場の活性化、国際競争力の確保をおこないつつ、犯罪対策にもつながるような対応が理想ではないか。
- 電話転送役務の提供にあたっては番号制度と犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が必要であるが、これは中小の電気通信事業者でも実施をしているものである。このため、同様の内容を課すのであればKYCプロセスの義務化に問題はないのではないか。
- KYCプロセスの義務化の検討を行うにあたっては、事業者の対応も必要だが、利用者等に理解いただく必要がある。個人情報提出を求めるのは、仮に制度で定められていても利用者から理解を得るのが難しい。
- KYCについては、法律上義務化された方が利用者に対して説得力がある。

事業者意見

<全体の方向性に関する意見>

- これまでも現行制度に基づき認定状況の確認を実施しており、追加負担は大きくない。
- 電気通信番号使用計画の認定及び電気通信事業者であることの確認は有効であり、現状を鑑みるに行うべきだと考えられる。
- 各卸元事業者が主体的に取り組むべきものと認識しており、法令による取組の義務づけについては慎重に検討すべきではないか。

<番号種別に関する意見>

- 固定電話番号及び特定IP電話番号は賛成。音声伝送携帯電話番号は、携帯電話不正利用防止法で足りるのではないか。
- 音声伝送携帯電話番号は現状義務づけがないため、義務づけは事業者の過度な負担となる。
- 音声伝送携帯電話番号を確認対象とすることは負担ではあるが、犯罪利用対策という趣旨に鑑みれば対応可能。

<確認方法に関する意見>

- 確認方法は、認定証の確認と合わせて、総務省が公表している認定者リストと照合することが有効ではないか。

<対象事業者に関する意見>

- 確認対象はこれから卸提供を行う場合のみとして欲しい。
- 既存の卸契約も確認が必要。
- 外国事業者に流れた番号のサプライチェーンは特に確認が必要。

<その他意見>

- 確実な実施に向けて、広報・啓発等の推進が必要。
- 認定を受けていることが確認できなかった場合の対応について明確にする必要がある。
- 事業者側の負荷についても考慮が必要。

事業者意見

<対象事業者に関する意見>

- 認定の確認は、新規だけではなくて全ての事業者に対して実施が必要。
- 事業者への負担が特殊詐欺対策を超える正当な理由になるとは考えられない。

<確認方法に関する意見>

- 事業者による確認作業を、効率的かつ信頼性の高いものとするため、クリアな基準が設けられることが必要。基本的には認定証の照合を行うことが適切。
- 総務省は認定の取消しを受けた事業者を公表し、事業者はそのようなネガティブ情報を自主的に確認することで、より効果的な確認作業が行えるのではないか。
- 特殊詐欺の犯罪に関与する事業者に番号を提供しないため、事業者の自主的な取組として期待し得る内容をある程度整理したガイドライン等が必要ではないか。
- 事業者の自主的な取組として認定事業者リストを参照してもらうのであれば、これに資するよう、総務省は当該リストを更新していく必要がある。
- 認定事業者リストは公表されている以上、悪意を持っている者は、当該リスト上の事業者名を用いて認定証の偽造が可能になる。そう考えるとリストの確認は重要とまではいえず、認定証の確認を重視した方が良いのではないか。

(参考) 事業者の取組に対する意見の概要 (電気通信番号提供数の制限について)

事業者意見

<全体の方向性に関する意見>

- 事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限することに賛同。
- 短命覚悟の悪意のある参入事業者に大量の番号を提供しない方法を検討するべきという考え方に賛同。
- 悪意を持って参入する事業者への対策として、事業実績の確認および実績の少ない事業者への番号提供制限を設けることに賛成。
- 新規参入事業者のビジネス機会の喪失、ひいては事業者のサービスやイノベーションを阻害することにつながりかねないと懸念。
- 悪意を持たない事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性がある。

<義務づけの在り方に関する意見>

- 全ての事業者に対して一律に制限することなく、例外適用となるケースが整理されることを希望。
- 判断基準が各社でバラバラとならない仕組みが必要。新規参入事業者の使用可能な番号数を総務大臣や第三者機関が直接審査するような方法も考えられるのではないか。
- 国内の事業実績のみでなく、海外の実績も考慮すべき。
- 電気通信事業へのマーケットインを阻害しないこと、悪質事業者による規制逃れを許さないことに留意し検討すべき。
- 一律な制限を設けない、または例外規定を設けるなど、健全な事業者に対する過度な規制とならない配慮も必要。

<例外規定に関する意見>

- 事業開始が客観的に確認できる場合やグループ企業へのサービス提供を目的とすることが確認できる場合は例外とできないか。
- 事業実績による一律制限等ではなく、事業継続性を別の形で確認することを可能にする等、新規参入事業者のビジネスを阻害しない仕組みの検討が必要。
- 電気通信番号の指定事業者は当該制限の適用除外とする等の考慮が必要。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限るとしてはどうか。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、一定の効果があると考えられる。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、方法としてあり得るものの、犯罪利用対策につながるかはわからない。
- 法人により回線の使用方法が変わってくる。法人名義だから影響がないとは現時点ではいえない。

(参考) 事業者の取組に対する意見の概要 (電気通信番号提供数の制限について)

構成員等意見

<義務づけの在り方に関する意見>

- 提供制限数の定めについては、一定数以上の提供を禁止することを定めるか、一定数以上の提供は拒否できると定めた上で、提供する場合は事業者の責任で実施すると定めるべきか、どちらが事業者にとって望ましいか。
- 新規参入事業者の番号数を総務大臣が審査した場合、行政コストが発生する。また、第三者機関で審査するとしても結局事業者が参加することになるためコストが発生するのではないか。

<例外規定に関する意見>

- ウェブサイトでのニュースリリースやサービス紹介は客観的な情報であり、これが確認できた場合は例外とできるのではないか。
- 番号提供数の制限の例外として、真つ当なビジネスを行う事業者かどうかの判断に、例えば異業種であっても半年以上実績があること、国内外問わず上場企業であること、そのような企業が設立したグループ企業であること等が考えられないか。
- 一定件数を超える場合には法人契約を原則とする考えもあり得ると考えられるが、犯罪対策としての有効性は検討が必要。
- 卸先事業者が法人であることをもって一律に例外として認めることには反対。
- 法人であることをもって一律に例外にするのは犯罪の抑止にはならないのではないか。複雑な例外規定にすると運用が難しくなると思うが、何らかの絞り込みが必要。
- 法人であれば犯罪関与の蓋然性が低いということについて疑問は残るが、他の対策や今後の議論・意見を踏まえれば、まずは方針のとおりでも良いのではないか。

事業者意見

<本人確認>

- ・ 電気通信番号使用計画の認定の確認で足りるとする考え方に賛同。
- ・ 新たな本人確認の義務づけは重畳であるため改めての義務化は不要という考え方に賛同。

<当人確認>

- ・ 事業者の負担を考慮して状況を見ることとする考え方に賛同。
- ・ 当人確認の義務づけは「犯罪収益移転防止法」においてもハイリスク取引に限定されており対応の負担も大きい。
- ・ 当人確認を全ての卸契約に対して履行することは難しい。
- ・ 最近の犯罪実態では闇バイトなどで名義貸しなども行われていることなどから、より効果的な手法についても検討されるべき。

<与信審査>

- ・ 番号制度の観点からは義務づける必要はないとの考え方に賛同。
- ・ 卸先事業者の財務状況をもって番号の提供を拒むことは差別的取扱いとなりかねない。
- ・ 番号制度の観点から一律に与信審査を義務化することは不適切。
- ・ 悪質事業者と財務状況に相関があるデータはなく、財務状況による役務提供の拒否は不当な差別的取扱いに該当する恐れがある。
- ・ 与信そのものと犯罪の関係性はそれほど高くないと考えられる。
- ・ 番号の卸提供において統一的で合理的な与信基準を確保することは困難。

<二次卸の禁止>

- ・ 二次卸の禁止の義務づけについては見送るとの考え方に賛同。
- ・ 多段卸の提供形態は既に多く存在し、社会的影響が大きいいため見送ることの考え方に賛同。
- ・ まずは利用者への影響の程度を検討する等のステップを踏むべき。
- ・ 既存の卸契約に遡って二次卸を禁止した場合、既に事業を行っている二次卸先事業者及びその利用者に対する影響が大きい。
- ・ MVNOは二次卸となるため実施困難。
- ・ 電気通信の卸ビジネス全体を否定するものと言え、過度な規制。
- ・ 今後の動向を注視しつつ必要に応じて対策を検討する必要がある。
- ・ 卸回数制限を行う場合には番号の直接割り当てを推進するなど他国の事例も参考にしながら多面的な議論が必要。
- ・ 二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、事業者に対する過度な規制に繋がる。

構成員等意見

<その他意見>

- JUSAが中心となって構築を進めている評価制度との連携について、事業者が当該評価制度に参加するインセンティブが働くよう、何らかの仕組みを検討してはどうか。
- 義務づけの効果を注視する必要がある。全体的な推移はもちろん、事業者ごとの効果確認を行い、一部の事業者で効果がみられないような場合には、警察庁からも情報共有を受けつつ、何らかの対応をする必要があるのではないか。
- 事業者の確認については、仮にすり抜けが発生した場合、その理由をしっかりと検証することが必要。どのような確認をしたか、確認時の書類等が必要になってくるのではないか。
- 情勢に応じた不断の見直しが必要

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 業務区域
- 四 電気通信設備の概要
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

（登録の拒否）

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
- 五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと思はれる者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 業務区域
- 四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
- 五 その他総務省令で定める事項

- 2 電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。
- 3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

- 第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。
- 2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。
- 一 次に掲げる電気通信番号の別
 - イ 利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）
 - ロ 利用者設備識別番号以外の電気通信番号
 - 二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容
 - 三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容
 - イ 重要通信の取扱いに関する条件
 - ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件
 - ハ 使用の期限
- 3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。
- 一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。
 - 二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。
 - 三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。
 - 四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。）を受けなければならない。

一 電気通信番号の使用に関する事項

二 付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項

イ 付番に関する事項

ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項

ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

三 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

第五十条の五 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

（変更の認定等）

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
- 三 電気通信事業の全部を廃止したとき。
- 四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第五十条の十 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

- 一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。
- 二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

（適合命令）

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百一十一条第二項の規定による命令又は処分に違反したとき。

四～六 （略）

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。

（電気通信事業の登録申請）

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス

3 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。

4 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要

四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ 役員の名簿及び履歴書

五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

ロ 履歴書

八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分のお知らせ及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

十 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 様式第三によるネットワーク構成図
 - 二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類
 - 三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - 四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 七 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - 八 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
 - 九 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類
- 2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 電話番号及び電子メールアドレス
 - 二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス
- 3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。
- 一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類
 - ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類
 - ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類
 - 二 法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類
 - イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (イ) 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - (ロ) 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - (2) 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
 - ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類
- 4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

- 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
 - 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書
 - 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類
- 7 法第十六条第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - 一 業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
 - イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少
 - ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第一項の届出（同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」という。）をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更
 - ハ 法第百十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
 - (1) 業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの
 - (イ) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - (ロ) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
 - (2) 業務区域の減少
 - 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの
 - イ 既に届出をした端末系伝送路設備の設置の区域が存する市町村（特別区を含む。）内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
 - ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少
 - ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少
 - 三 特定地域において臨時的に変更するもの

(窃盗)
第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(詐欺)
第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)
第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。